

第一号様式(1)

941218

大量保有報告書 (法第27条の23第1項に基づく報告書) 変更報告書 No.3 (法第27条の25第1項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号
ℵ	17	A	156

関東財務局長 殿



氏名又は名称 弁護士 高橋 謙 報告義務発生日 平成14年4月4日
 東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビルディング410号
 住所又は本店所在地 東京青山・青木法律事務所 平成14年4月11日提出

第1 提出者に関する事項

4.1

1 発行会社

発行会社の名称	株式会社光通信	会社コード	9435
		※ ① 上場	2 店頭
上場証券取引所	※ ① 東京 2 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌		
本店所在地	東京都中央区日本橋1-16-7 日本橋HGビル		

頁 / 総頁	1 / 3
提出者及び共同保有者の総数	1名
提出形態	※ 1 連名 ② その他

2 提出者(大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (1 株式会社 2 有限会社 ③ その他(外国会社))			
フリガナ(カタカナ)	エイチ ビー ケー・インベストメンツ・エル ピー		
氏名又は名称	HBK Investments L.P.		
フリガナ(カタカナ)	アメリカ合衆国 75201 テキサス州、ダラス、スウィート 700、クレセント・コート 300		
住所又は本店所在地	300 Crescent Court, Suite 700, Dallas, Texas 75201		
フリガナ(カタカナ)	旧氏名又は名称		
フリガナ(カタカナ)	旧住所又は本店所在地		
個	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
人	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		勤務先名称
	職 業		勤務先住所
法	設立年月日	1995年11月20日	(フリガナ)
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 ④ 平成		代表者氏名
人	事業内容	投資業	代表者役職
	事務上の連絡先及び担当者名		
東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビルディング410号 東京青山・青木法律事務所 弁護士 高橋 謙			電話番号
			03(3403)5281

3 保有目的

投 資

第一号様式(1)

提出者(大量保有者)の氏名又は名称	HBK Investments L.P.
-------------------	----------------------

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	0株	0株	4,000株
新株引受権証券	A 0株	/	G 0株
新株予約権証券	B 0株		H 0株
新株予約権付社債券	C 0株		I 6,686,390株
対象有価証券カバードワラント	D 0		J 0
株券預託証券	0	0	0
株券関連預託証券	E 0	0	K 0
対象有価証券償還社債	F 0	0	L 0
合計	M 0株	N 0株	O 6,690,390株

信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0株
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 6,690,390株
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 6,686,390株

(注) 新株予約権付社債券とみなされる転換社債は、6,686,390株である。

発行済株式総数 (2002年4月4日現在)	S 45,814,598株
上記提出者の株券等保有割合 (Q/(R+S)×100)	12.74%
直前の報告書に記載された株券等保有割合	16.14%

5 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2002年3月5日	普通株券	2,000株	※ 1 取得 ② 処分	
2002年3月11日	普通株券	177,300株	※ 1 取得 ② 処分	
2002年3月12日	普通株券	11,000株	※ 1 取得 ② 処分	
2002年4月4日	普通株券	373,600株	※ 1 取得 ② 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	

(注) 2002年4月4日の当該新株予約権付社債の転換価額は1,014円(当初は2,378円)であり、これにより同日付の保有潜在株式数は6,686,390株になった。

提出者 (大量保有者) の氏名又は名称 HBK Investments L.P.

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

7 保有株券等の取得資金

(1) 取得資金の内訳

自己資金額 (千円)	T	借入金額計 (千円)	U
------------	---	------------	---

その他 (具体的に)

取得資金は提出者が投資顧問を務めるエイチ ビー ケイ・マスター・ファンド・エルピー(HBK Master Fund L.P.)により拠出された。

その他金額計 (千円) V 6,784,056.-

取得資金合計 (T+U+V) (千円) 6,784,056.-

(2) 借入金の内訳

番号	※ (フリガナ) 名称 (支店名)	業 績	※ (フリガナ) 代表者氏名	※ 所 在 地	借入目的	金額 (千円)
1					※ 1 2	
2					※ 1 2	
3					※ 1 2	
4					※ 1 2	
5					※ 1 2	
6					※ 1 2	
7					※ 1 2	
8					※ 1 2	
9					※ 1 2	

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that HBK Investments L.P., a corporation duly organized and existing under the laws of the State of Delaware and having its principal office at 300 Crescent Court, Suite 700, Dallas, Texas 75201 (the "Reporting Party"), does hereby constitute and appoint:

Ken Takahashi, Attorney-at-Law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office, Tokyo, Japan, being a resident of Japan, as its true and lawful attorney-in-fact to;

1. Execute and file with the Director General of Kanto Local Finance Bureau of Japan, on behalf of the Reporting Party, Bulk Holding Report (Form No.1) and Amendment Reports thereto (Form No.1) in the Japanese language, in accordance with the Securities and Exchange Law of Japan (Law No.25 of 1948) in relation to the Reporting Party's holding of shares of common stock, etc. of Hikari Tsushin, Inc. (including convertible bonds issued by such company); and
2. Do any and all acts which the said attorney-in-fact may deem necessary or advisable to effect the foregoing.

And the Reporting Party does hereby ratify and confirm everything that the said attorney-in-fact shall do, or cause to be done, pursuant to and by virtue of this Power of Attorney.

IN WITNESS WHEREOF, the Reporting Party has caused this Power of Attorney to be executed this 1st day of June, 2001.

HBK Investments L. P.

By:


Kevin O'Neal
Authorized Signatory

上記は原本と相違ありません。
平成14年4月9日

弁護士 高橋 謙



委 任 状

デラウェア州の法律に基づいて正当に設立され現存する法人で、その主たる事務所をテキサス州ダラス、スウィート700、クレセント・コート300に有するエイチ ビー ケイ・インベストメンツ・エル ピー（以下「報告提出者」という）はここに日本国の居住者であり、日本国東京都の東京青山・青木法律事務所の弁護士である高橋 謙を、下記事項を行う当社の真正・適法な代理人に任命する。

- (1) 日本国の証券取引法（1948年法律第25号）に従って、報告提出者に代わり、報告提出者による株式会社光通信の普通株式等（同社の発行する転換社債を含む）の保有に関する日本語による大量保有報告書（第一号様式）および変更報告書（第一号様式）を作成し、これを日本国の関東財務局長に提出すること。
- (2) 上記代理人が、上記を行うに必要かつ望ましいとみなす全ての事項を行うこと。

報告提出者は、ここに、上記代理人が本委任状に従って行ったか、または行わしめたいかなる事項も追認し、また確認する。

上記の証として、報告提出者は本委任状に署名させた。

2001年6月1日

エイチ ビー ケイ・インベストメンツ・エル ピー
ケビン・オニール（署名）
（授權された署名人）

以上、正訳いたしました。

東京青山・青木法律事務所
弁護士 高橋 謙

